

令和2年第9回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月4日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和2年12月4日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第153号から議案第166号まで
- 第 6 陳情第6号、陳情第9号、陳情第12号の取下げの件
- 第 7 請願第9号、請願第10号、陳情第20号から陳情第22号まで
- 第 8 発議案第19号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|-----|---|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 平 | 田 | 和太龍 | 君 | 2番 | 山 | 本 | 健 | 二 | 君 | |
| 3番 | 林 | | 純一 | 君 | 4番 | 佐 | 藤 | | 定 | 君 | |
| 5番 | 中 | 川 | 健二 | 君 | 6番 | 後 | 藤 | 勇 | 典 | 君 | |
| 7番 | 北 | | | 啓 | 君 | 8番 | 室 | 岡 | 啓 | 史 | 君 |
| 9番 | 広 | 瀬 | 大海 | 君 | 10番 | 上 | 杉 | 育 | 子 | 君 | |
| 11番 | 稲 | 辺 | 茂樹 | 君 | 12番 | 山 | 田 | 伸 | 之 | 君 | |
| 13番 | 荒 | 井 | 眞理 | 君 | 14番 | 駒 | 形 | 信 | 雄 | 君 | |
| 15番 | 山 | 本 | | 卓 | 君 | 16番 | 金 | 田 | 淳 | 一 | 君 |
| 17番 | 中 | 村 | 良夫 | 君 | 18番 | 中 | 川 | 直 | 美 | 君 | |
| 19番 | 近 | 藤 | 和義 | 君 | 20番 | 坂 | 下 | 善 | 英 | 君 | |
| 21番 | 佐 | 藤 | | 孝 | 君 | | | | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|
| 市 長 | 渡 | 辺 | 竜 | 五 | 君 | 副 市 長 | 伊 | 貝 | 秀 | 一 | 君 |
| 教 育 長 | 渡 | 邊 | 尚 | 人 | 君 | 総 合 政 策 監 | 日 | 坂 | | 仁 | 君 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---|---|---|------|---------|---|---|---|---|---|---|
| 総務課長 (兼選管事務局長) | 中 | 川 | 宏 | 君 | 企画課長 | 猪 | 股 | 雄 | 司 | 君 | | |
| 財政課長 | 平 | 山 | 栄 | 祐 | 君 | 市民生活課長 | 斉 | 藤 | 昌 | 彦 | 君 | |
| 社会福祉課長 | 市 | 橋 | 法 | 子 | 君 | 子ども若者課長 | 大 | 屋 | 広 | 幸 | 君 | |
| 高齢福祉課長 | 吉 | 川 | | 明 | 君 | 地域振興課長 | 岩 | 崎 | 洋 | 昭 | 君 | |
| 農業政策課長 | 金 | 子 | | 聡 | 君 | 観光振興課長 | 祝 | | 雅 | 之 | 君 | |
| 建設課長 | 清 | 水 | 正 | 人 | 君 | 上下水道課長 | 宮 | 城 | | 徹 | 君 | |
| 教育総務課長 | 坂 | 田 | 和 | 三 | 君 | 学校長補佐 | 土 | 屋 | 一 | 裕 | 君 | |
| 社会教育課長 | 市 | 橋 | 秀 | 紀 | 君 | 消防課長 | 羽 | 二 | 生 | 正 | 博 | 君 |
| 両津病院管理部長 | 伊 | 藤 | 浩 | 二 | 君 | | | | | | | |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|-------|-------|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 山 | 本 | 雅 | 明 | 君 | 事務局次長 | 本 | 間 | 智 | 子 | 君 | |
| 議事調査係 | 梅 | 本 | 五 | 輪 | 生 | 君 | 議事調査係 | 岩 | 崎 | 一 | 秀 | 君 |

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回（12月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、15番、山本卓君及び17番、中村良夫君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る12月1日と本日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果についてご報告します。

会期につきましては、本日から12月22日までの19日間とします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、陳情の取下げを議題とし、請願、陳情の常任委員会付託、発議案の上程、採決を行います。

7日は、午前10時から決算審査特別委員会を開催します。

8日は、請願について紹介議員から説明を受けるため、午前10時から産業建設常任委員会を開催します。また、午後1時30分から各派代表者会議を開催します。

9日から11日までが一般質問です。質問者は12人であります。

11日は、本会議散会后、議員全員協議会を開催します。

14日は、午前10時から本会議を開催し、追加議案の上程と陳情の委員会付託を行います。予定されている追加議案は、令和2年度佐渡市一般会計補正予算であります。また、本会議散会后、決算審査特別委員会を開催します。

18日は、午後1時30分から航路問題特別委員会を開催します。また、午後4時を目途に決算審査特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後5時を目途に議会運営委員会を開催します。

21日は、午後1時30分から議会広報特別委員会を開催します。また、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。

22日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月22日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は19日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、おはようございます。令和2年第9回（12月）佐渡市議会定例会に当たりまして、同年第7回（9月）佐渡市議会定例会後の報告案件についてご報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第20号から第24号までについては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

続きまして、9月定例会後の本市における主な出来事について、行政報告をさせていただきます。

1、新型コロナウイルスについて。11月に入り、都市部など地域によって感染者が増加している地域もございます。市民の皆様におかれましては、やむを得ず移動する際は訪問先の感染状況をご確認いただきまして、感染状況によっては訪問を延期するなど厳にご注意いただき、慎重に行動されますようお願いいたします。新型コロナウイルスが飛沫と接触による感染が多いことを改めてご理解をいただき、空気が乾燥する冬は特に換気や加湿などの対策を取って飛沫感染に十分にご注意くださいますようお願いいたします。

経済対策といたしましては、プレミアム商品券を3万セット販売し、完売をいたしました。事業所の支援であります持続化給付金につきましては、引き続き受付の対応をしております。島民限定日帰り入浴促進事業、県民限定宿泊施設利用促進事業の第2弾につきましても多くの方にご利用いただいている状況でございます。新型コロナウイルスの感染防止をしっかりと行い、経済もできるだけ動かしていきたいと考えておりますので、市民の皆様からも引き続きお力添えをお願いいたします。

2番目でございます。会津若松市との観光連携協力について。10月30日、佐渡市と福島県会津若松市は、佐渡と会津地域との観光誘客促進や相互交流の拡大等を目的とした連携協力に関する協定を締結いたしま

した。会津若松市とは、平成27年から首都圏・関西圏PR事業、平成29年からはインバウンド誘客につながるよう、新潟市を含めての広域連携プロモーションを行ってまいりましたが、コロナ禍において観光客の入り込みが両市とも著しく減少する中で、より強固な連携をすることで両地域の観光振興を図っていきたいと考えております。今年度は、体制づくりと両市の魅力を発信する取組からスタートし、次年度からは相互の市民をモニターとしてお互いの地域のよさを発見いただくツアーの実施やお互いの修学旅行の誘致、また会津の日本遺産三十三観音と佐渡八十八ヶ所霊場巡礼等の資源を活用した滞在型を目的とした新たな観光周遊ルートの創出、旅行商品の開発を行ってまいります。

3つ目でございます。旧西三川小学校笹川分校の改修について。世界遺産登録を目指す佐渡金銀山の構成資産でもあります西三川砂金山の中心地、真野地区の笹川集落内の旧西三川小学校笹川分校の改修工事が完了し、11月1日に地域の皆さんや関係議員のご参列の下、お祝いの式典を挙行いたしました。この施設は、文化財としての建物を守るとともに、笹川の文化的景観に配慮した外観も備え、展示パネルを設置するなど集落散策の拠点施設となるものでございます。なお、今後は世界遺産登録後も見据え、佐渡金銀山ガイドンス施設、きらりうむ佐渡とともに佐渡金銀山の価値や魅力を伝える施設として活用を進めていきたいと考えるものでございます。市民の皆様におかれましては、来年の国内候補選定に向けて、さらなるご支援とご協力をお願いいたします。

4、佐渡航路について。新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者の減少等の影響は、佐渡汽船の経営にとっても大きな打撃となり、12月期決算では大幅な債務超過に陥る見通しで、佐渡航路の運航継続も非常に厳しい状況でございます。佐渡汽船では経営改善計画を策定し、現在その取組を進めているところですが、経営改善項目の一つに掲げた小木一直江津航路の船舶変更については、10月23日の新潟県及び佐渡市、上越市、佐渡汽船のトップ会談において、高速カーフェリーからジェットフォイルに変更することを合意し、高速カーフェリーあかねの売却も容認したところでございます。しかしながら、高速カーフェリー売却は佐渡航路の安定的な物資等の輸送体制の維持に懸念が残るため、佐渡汽船には経営改善の取組と併せて、今後の経営計画にはカーフェリー3隻体制を含めることが前提条件であると伝えているところでございます。また、来年3月末まで延期しているジェットフォイルぎんがの建造契約締結の見通しも立っておらず、小木一直江津航路に就航を予定していた中古ジェットフォイルのリースも断念したことから、新潟一両津航路からジェットフォイルを回すという計画になっておるところでございます。さらには今後、貨物運賃の値上げ、減便など、佐渡市民が大きな負担を強いられる状況も考えられ、島内産業に大きな影響を及ぼすことが危惧されているところでございます。このように極めて厳しい経営環境や財務状況の下では、佐渡汽船が自助努力を行っても、現段階で債務超過の解消は困難で、来期に金融機関から新たな融資や民間支援を活用することもできないと見込まれることから、新潟県及び上越市等の関係市と連携をし、佐渡航路の公共交通機関としての佐渡汽船に対する直接的な行政支援を行わざるを得ないと判断してきたところでございます。

以上で報告のほう終わらせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第153号から議案第166号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第153号から議案第166号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第153号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものでございます。近年の大容量の電池を搭載した電気自動車の開発に伴い、電気自動車用急速充電設備の全出力の上限を現行の50キロワットから200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第154号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。主な内容は、基礎控除を33万円から43万円に引き上げることや、給与所得控除及び公的年金等控除の10万円引下げに伴う対応として、保険税の軽減等について改正するものでございます。

議案第155号 佐渡市小木子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木子育て支援センター内に開設している小木児童クラブの移転に伴い、放課後児童健全育成事業を同センターの実施事業から削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第156号 佐渡市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化した市営住宅の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第157号 公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）。本案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線岩首工区道路拡幅工事に必要な道路用地及び海岸保全施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第159号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場）。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第160号 訴えの提起について。本案は、市営住宅の家賃等を長期にわたり滞納している者に対する建物明渡し請求及び滞納者本人に対する未払い家賃等の支払い請求の訴えを提起したいため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第161号 市道路線の認定について（松ヶ崎地内）。本案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周

線岩首工区道路拡幅工事に伴い、現在の県道部分について市道として認定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第162号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3,518万6,000円を追加するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止への対応や観光指定管理施設の事業継続への支援、中学校の修学旅行の中止、または延期に伴う保護者への支援に要する経費等を予算計上するものでございます。また、新たに企業誘致・スタートアップ支援事業の経費を計上するほか、ふるさと納税の実績の見込みに伴う歳入歳出所要額の計上、公共工事の平準化に関わる債務負担行為の設定、両津公民館解体に関わる継続費を設定し、歳入では国庫支出金、寄附金等を増額計上し、県支出金、繰入金及び市債を減額計上するものでございます。

議案第163号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出予算にそれぞれ155万円を追加するものです。補正内容は、歳入では高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、一般会計繰入金の計上、歳出では税制改正に伴う後期高齢者医療システム改修経費を計上するものでございます。

議案第164号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ4,383万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、被保険者の状況、介護サービス利用の動向に基づき、歳入では国庫支出金、支払基金交付金等の増額と繰入金の減額を計上するもので、歳出では総務費の減額と保険給付費の増額を計上するものでございます。

議案第165号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、支出を160万3,000円増額し、支出総額を19億5,303万2,000円に、資本的収入について、収入を478万3,000円増額し、収入総額を1億9,467万2,000円に、支出を1,607万1,000円増額し、支出総額を9,067万8,000円とするものでございます。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら診療体制を確保するための経費増の補正及び医療機器等の購入に関わる補助金の増額等財源を調整するための補正となります。

議案第166号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を1億293万4,000円増額し、収入総額を35億5,264万1,000円とし、支出を1,659万5,000円減額し、支出総額を33億5,238万9,000円とするものです。資本的収支については、収入を2,070万円増額し、収入総額を16億6,014万1,000円とし、支出を2,070万円増額し、支出総額を24億3,376万2,000円とするものです。主な補正内容は、有形固定資産の増加に伴う収益的収支の増加、消費税及び地方消費税の申告に伴う収益的収支の増減について計上するものでございます。また、資本的収支において下水道管渠布設替え工事費に伴う資本的収支の増について計上するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第153号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第154号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 幾つかお尋ねします。

先ほど提案理由の説明にもあったように、個人所得税の見直しに関わって改正をするということなのですが、まず1つは、先ほどもあった火災予防条例もそうなのですが、令和3年4月1日なのだけれども、施行日がこれは令和3年1月1日と、すぐということになっております。それはどういうことなのか教えていただきたい。1点目です。

2点目は、担当常任委員会で詳しくはやるのだろうけれども、その結果こっちに出こないので聞くのですが、ざっくり言うと、先ほど市長から説明があったように、基礎控除が33万円から43万円に上がると。そして、プラス10万円云々ということになるわけで、この影響というのは一体どうなるのか。つまりこの税制改正というのは所得控除の見直しということで、高所得者ほど有利になるということの手直しとしてここに下りてきているわけ。だから、佐渡の国民健康保険の加入者においては具体的にどうなるのか、もう少し教えていただきたい。過去でいうと、もうちょっと今言ったように基礎控除43万円プラス10万円、7割軽減はこうとかというのがあったように思うのだけれども、その軽減の部分にも関わってくるわけなのだけれども、具体的にどの程度の影響があるのか教えていただきたい。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

まず、1点目のなぜ令和3年1月1日からの適用なのかということでございます。こちらのほう基礎控除、そういったところにつきましては平成30年度の税制改正で既に住民税、そちらのほうの計算につきましては令和3年1月1日からとなっております。そちらのほう時間が置いて、国保税のほうもこのたびそういった方針が示されまして、適用になるということでございまして、こちらはいずれも令和3年1月1日からということで、令和3年度の国保税からの適用という形になります。

それから、2点目の今回の影響がどれだけあるかということでございます。基礎控除が10万円上がりまして33万円から43万円、逆に給与所得控除、それから公的年金の控除額、そちらのほうは10万円それぞれ下がるというような形になります。そちらにつきましては、所得税を計算する場合には基礎控除が10万円上がって所得の控除額が10万円下がってということで差引きゼロというような計算になるということでございますが、そちらのほうは例えば給与所得と公的年金、両方とも所得がある方につきましては所得金額控除という制度ができておりまして、両方に所得がある方は給与所得からさらに10万円引くとか、そういったことが所得税のほうでも決められております。そういったこともありまして、基本的には影響がないようにという制度になっております。

それで、今回条例改正で出させていただいております内容は、軽減判定のやり方ということでございます。そちらのほうも基本的には従来どおりで影響がないように仕組みがつくられておるということでございます。文言を見ますとかなり複雑なような書き方をしておりますけれども、こちらのほうは今までどおりで影響がないような形に仕組みがされておるということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今いみじくも市民生活課長が言ったとおり、過去は7割軽減についてはこうなる、これは他市の資料を見ながら言っているのですけれども、現在は基礎控除が33万円だけれども、基礎控除が43万円になって、ここにプラス10万円、掛ける給与所得者の数から1引いたということになるわけで、だから国もそもそも言っているのは、個人所得税の見直しによって基礎控除になることによって、国民健康保険税の負担水準に意図せざる影響や不利益が生じるので、今回やるということなのだ。つまり生じるかもしれないのだ。だから、考え方としては影響ないようにするというのだけれども、個々に見たときには、今でも高い国民健康保険税ですから、それがどうなるかということをもうちよっと資料として出してほしいと思うのですが、過去は議長もご承知のとおり、7割軽減だとこういう計算式に変わります、こういう計算式に変わりますぐらいの資料があって、影響はどのぐらい。では、7割軽減、5割軽減、2割軽減は総額でどのように影響しますか。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

総額の金額等は、申し訳ございません、出してございません。7割軽減のほうで見ますと、具体的な数字を申し上げます。今回の改正によりまして例えば7割軽減、例えば世帯員が1人の場合、従来でしたら33万円以下の方が7割となっておったところが10万円プラスになって43万円になるという計算になります。例えば世帯員が2人であった場合につきましては、従来であれば33万円であったものが53万円以下ということで、実際には33万円から20万円、10万円の2人分で20万円プラスになったというようなことになります。それから、5割軽減も2割軽減も同じような形で、1人であれば10万円プラス、それから2人であれば20万円プラスというような形で影響がないような形になっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 全く試算していないみたいな話だったのですが、国保の運営協議会を通過しているものだと思うのですが、そういうところにこれがこうなるというふうにやっぱり出しているのではないのですか。そこも出さなかったのか、国保の運営協議会の中でも何ら問題がなかったのかお尋ねをしたい。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

今回の条例改正の関係、こちらのほうにつきましては、国保の運営協議会の際には議題には出してございませんでした。あくまでも現状での制度に基づいてということでございました。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第154号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 佐渡市小木子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結いたします。

議案第156号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） かなり老朽化をしている市営住宅だというふうに思うので、これを廃止することなのだけれども、現状入っている方はいるのかな、いらっしゃらないのかな。その辺がどうなのか。

そして、ただお化け屋敷のようにして置いておくわけにもいかないのだろうというふうに思うのですが、かなり木造で老朽化していますよね。近くに子供が行ったりなんかしても危ないのかなと思うのだけれども、その辺の対応は今後どうされるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

現状この2棟の住宅につきましては、退去されているという状況でございます。

今後につきましては、移住希望者のお試し住宅等で地域振興課の中で活用していく予定というふうにしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結いたします。

議案第157号 公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結いたします。

議案第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第158号についての質疑を終結いたします。

議案第159号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これいわゆるスポーツ協会だかにやるということになるのだけれども、これは今は、この前の9月議会のときだかの佐渡市の出資割合云々でいうと25%以下だということなのだけれども、事

実上佐渡市の子会社みたいな感じにも取れるわけなのだけれども、その辺はどうなっているのかと。

そして、前回よりも今回の点数が低くなっている。委員が違えば変わるというのは分かるのです。低くなっているのが1つ、それは何なのか。

それと、指定管理料が、確かに2年9か月と3年という誤差はあるのだけれども、僅かだけれども、上がっているというのは、これはどういうことなのかお尋ねしたい。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

点数の違いにつきましては、先ほど言われましたとおり、選定委員の違い等ございまして点数が変わっているというところでございます。

あと、料金のことに関しては、前回2年9か月、そして今回は3年で算定しておりますので、その算定の2年9か月を3年に換算した場合に考えますと、現状では下がっておるということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私が言ったのは、選定委員が替われば変わるの分かるけれども、選定委員の評価としてはどこの部分が違ったのだと。選定委員が替わったから変わったの分かるけれども、前回と違うのはこういうところですよという説明をしていただかないと、私の言ったことおうむ返しにされても困る。

それともう一つは、平成27年当時はスポーツ振興財団でしたが、佐渡市がほぼ100%の出資割合だったのだけれども、現在は何%の割合になるのかというのを教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今回の評価内容としましては、1社での募集だったというところもありますが、コスト面でも内容がよかったというところで今回選定としては採用になっております。

それと、出資割合についてはちょっと現状今手持ち資料ございません。申し訳ありません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） コスト面でよかったなら点数上がるのではないの。どこが駄目だったから、前回よりも僅か8ポイント余りの評価ではあるけれども、下がったのかということなのです。だから、あなた今言った管理がいいのでコストが下がった、そんな話ではないでしょう。

それともう一つは、この体育館自体もかなり老朽化してきているわけ、かなりでもないですが、数年たっていますから、一定程度の傷みやいろいろなことも起こると思うのですが、その辺の修繕費の負担みたいなのは20万円ルールというので対応されているのか、その辺一応改めて教えていただきたい。

それと、出資についてはどの程度かというのは後で、議長、正確に出させてください。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。ちょっと説明が悪くて申し訳ありません。

前回のときには3社が申込みをしております。その3社の中でスポーツ財団のほうが80点というところで取っておるのですが、その中ではコスト面とか、あとは基本的な方針の評価がされているというところで点数が高くなっております。今回1社、スポーツ協会だけの点数になりますけれども、その中では評価

としてはコスト面の評価というところが一番点数高くなっておりますし、基本的に方向性としていいのではないかとということで評価が高くなっているところでございます。

修繕費につきましては、今言われたとおり20万円以上については市と相談をして行うということで要綱上決めております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川議員に申し上げます。先ほどの出資割合につきましては、委員会のほうで出させていただくようにさせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第159号についての質疑を終結いたします。

議案第160号 訴えの提起についての質疑を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 議案第160号 訴えの提起について、これも市営住宅なのですが、この議案はそもそも何を狙っているものなのか、まずお伺いします。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

住宅の退去を訴えてございます。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 今、コロナ禍であります。この議案は市営住宅を出されると。出されたその後は佐渡市はどう対応されますか。明渡し訴訟というのは佐渡市の責任が問われる、憲法に引っかかるのです。出された後まずどう対応されるのか、これが1点です。

2点目に、公営住宅法は病気などで収入が著しく低額な人や特別な事情がある人については、佐渡市は条例で家賃減免ができるとしています。この議案について、対面してご本人が家賃を払えない理由は何かと、これ2点目。

この議案提案まで減免措置などあらゆる面から佐渡市建設課は十分に対応してきたのかどうか。3点目です。お伺いします。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

退去後につきましては、本人のほうで自分の住居を求めていただくということで、市としては関わりはいたしません。

理由につきましては、こういうケースにつきましては様々な理由がございますので、この場では控えさせていただきます。ただ、減免とか、そういうものの関係につきましては、本人とも電話等いろいろやり取りをさせて、何度も催促をさせていただいたところでございますが、なかなか応じていただけなかったとのことでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後ですけれども、付託された委員会でのこの議案に対して矛盾や不備がないかどうかということを十分に審査していただきたい。

それと、ここ二、三年の間で市営住宅の全体的な入居世帯数に対して、先ほども話しましたが、減免措置を受けている世帯数を併せて資料請求とともに審査をしていただきたいと思います。建設課長、答弁は結構ですので、終わります。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） この案件は、手続上は私は間違いはないのだろうと思うのですが、ただ人道上というか、このコロナ禍と冬のこのタイミングで、そういう意味では市民にとっては非常に厳しい、制裁にも近いのではないかと私は思うのです。例えばこうやって議案に出てくるということでもご本人にとっては大きなプレッシャーだと思います。こういうことをもってして、また議会に諮られますよというようなことをしても駄目だったのかどうかの確認をさせてください。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

早い段階で督促状とか催促状を送らせていただきました。その中で、この状態であれば我々としては法的措置をするという旨を文書で送付させていただいたところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 督促状とか、そういう法的に今まで続けてきたことは理解しておりますが、やはり議会に諮るといことはその方にとっては不名誉、ご本人はそう思っているのではないかと推測いたします。こうなってまで佐渡市と対立するのかどうか、そこは重々お話をしたのかどうかを今確認させていただきたいと思っています。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

電話等のやり取りでございますが、本人から電話等をいただきまして、その中ではとにかくこの問題についてはいろいろな考えがありまして、建設課云々の問題ばかりではないというふうな話の中で、なかなか我々の催促に対して応じていただけなかったというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第160号についての質疑を終結いたします。

議案第161号 市道路線の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第161号についての質疑を終結いたします。

議案第162号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第162号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

- 6番（後藤勇典君） 予算書11ページの賠償補償保険料増、雇用機会拡充事業補助金返還金の部分についての質疑でございます。こちらどういった案件なのかということと、あとこの返還の部分に資産の売却のみの話なのかということ。

それから、歳出ともちょっと絡んでくるのですけれども、差額が30万円ほどありますので、国県市の割合というか、国、県に対しての返還の部分の手続どういう感じで進めるか、その点についてお答えいただきたいと思います。

- 議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

- 地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今回の返還金につきましては、対象の事業者が2社ございました。そちらの事業者が地域社会維持推進交付金の雇用機会拡充事業、そちらを事業廃止をされるということでご連絡をいただきましたので、国とも相談をいたしまして、補助金の返還が必要になったというものでございます。具体的な返還の内容でございますが、2つの事業者とも設備、具体的には車両の購入をされたということでございます。そちらのほうを事業廃止をしたということでございますので、車両を売却した上で、ただしこちらも国との調整の上、残存価格で返還をいただいたということでございます。

それから、歳出との関係でございますが、こちらにつきましては事業費、事業者が4分の1、それから国のほうが2分の1、市と県を合わせまして4分の1ということになりますので、その負担割合で差額が出ているというものでございます。

以上でございます。

- 議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

- 総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） それでは、賠償金のことについてご説明を申し上げます。

賠償の内容等につきましては、今回も報告をしております車両の事故でありますとか、そういったものが多くなってございます。現在協議中のもので見込まれると想定しておるものが30万円ぐらい、それから例年この後1月、2月、3月等で執行が見込まれる予想を立てまして、この54万6,000円というような形で、既存予算が足りなくなるというところで計上させていただいておるものでございます。

以上です。

- 議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第162号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第162号についての歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

金田淳一君。

- 16番（金田淳一君） 先ほどの質疑と関連ですが、17ページの創業・事業拡大等支援事業というところが

ございます。国庫負担・補助金返還金、県負担・補助金返還金というところは先ほどの事業との関連ということでよろしいのかお答えいただきたいと思ひますし、もしそうであるとすると、この事業は雇用拡大ということでかなり積極的に取り組んだ事業であったわけですが、この事前の審査というのはどういふものであったのか、それが妥当であったのか、継続できる事業であったのかというところは問われることだと思ひますが、その辺りについては今どういふふうなことになるのか。

それから、先ほど車を買ったということですが、車については事業が取りやめになったので、補助金を返していただくというのは当然ですが、その車というはその事業者が当然まだ持っているものだと私は思ひますが、その状態についてはどうなっているのか説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

こちらの歳出につきましては歳入のほうと連動しております。2事業者から返還をしていただいたことに伴い、今度市から国と県に返還をするというものでございます。

それから、こちらの事業の採択につきましては民間の方、審査委員の方に書類及びプレゼンで審査をいただき、こちら採択が妥当という事業者を私どものほうで採択し、さらに国のほうに採択予定者のリストを送って、国のほうからも了解を得るといふ流れで私どものほう正式に採択をさせていただいたということでございます。

それから、車につきましては、事業者のほう事業を廃止をされたということで、全て売却のほうされているということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） この補助制度、かなり多額の補助があったものだというふう記憶をしておりますが、それに対して今ほどの返還金の額が非常に少ないので、私はこれはかなりおかしいなというふう思ひうわけですが、なぜそういうことになったのかということをお説明いただきたいですし、車を既に売却されたということですが、それは皆さんが認めたから売却できたのか、補助金いただいて買ったものを事業者が勝手に売却できるのかどうなのか、その辺のところの取決めがあるのかどうなのか、そのことについて説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今回の返還金に当たりまして、事業者のほう車を売却されております。その実際の売却の価格と今回私ども、それから国、県へ返還いただく額というは開きがございます。これにつきましては、国のほう、内閣府のほうなのですが、補助金返還に当たっては残存簿価、残存価格で見るといふことでかなりの開きが出てしまっているといふような状況でございます。

それから、売却に当たりまして、私どもいろいろ相談がございまして、事業の廃止の申請というものがございました。私どももその申請を受け、事業の内容等をお聞きするに当たって、廃止はやむないといふことで廃止の承認ということとさせていただいたところでございます。その後の売却ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） この車は、複数台購入したというふう聞いてますが、何台だったのかということと、それから新しい車を購入されたのか、中古車だったのかについても説明してください。

それから、こういう大変残念な事態に陥ってしまったわけですが、この審査の在り方について、やはりこれはすごくこれからというか、今も制度としてあるわけですが、教訓とするべき事項だと思えますけれども、このことに対して国や県とどういうふうな話になっているのか、佐渡市としてはどう考えるのか説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今回まず1つ目の企業につきましては、車両のほう6台購入しております。それから、2つ目の企業につきましては、車両2台購入いたしております。いずれも中古の自動車ということで、さらに残存価格等が低くなっているということでございます。

そして、今回2つの事業者が返還に至ったということでございます。私ども民間の審査委員の方に審査のほうをお願いしておりますところでございますが、それに当たりましては審査基準等また国とも調整の上、改めてといたしますか、調整のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 同じく17ページの佐渡ふるさと島づくり寄附金事業、今からこれ5,000万円を組んでいますが、これはどういう内容のものなのかということ。

それから、21ページにPCR検査費用補助金というものがあります。これ財源は一般財源となっておりますが、これがどういう内容のものなのかのご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

佐渡ふるさと島づくり寄附金事業の増でございますが、これはいわゆるふるさと納税でございます。こちらにつきましては、歳入とも連動しておるのですが、私ども当初予算では2億5,000万円の収入ということで見えておりましたが、いろいろ実績等を勘案しますと3億5,000万円ぐらいに、約1億円収入が増えるということが想定されます。具体的にはこれは全国的な傾向でございますが、新型コロナウイルス感染拡大による自宅時間の増加ということで全国的に増加のほうが見られております。あと、私ども昨年度の後半にポータルサイトを追加したり、それから返礼品を拡充したということももろもろございまして、約1億円ぐらいの収入増ということになります。それに伴いまして、返礼品のほうも増加していかなければならないということで、返礼品の金額ということで補正のほうさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

PCR検査の関係の事業でございます。こちらにつきましては、このたび提案させていただきました市

内の事業所、事業者に対して補助をするというものでございます。あくまでも症状のない方が対象になるのですが、民間の検査機関におきましてPCR検査を行う場合の費用ということで想定しております。補助率としましては経費の3分の1、上限を5,000円ということでございます。件数的にはちょっと予想がつかないのですけれども、予算の150万円というのは上限の5,000円掛ける300件としまして150万円と見積りをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 対象が上限5,000円掛ける300件ということですが、今コロナ禍、第3波もやってきたとも言われている中で、この300件よりもっと多くなると見込まればこれは増額する、そういうつもりがあるということなのか聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

やはり実施してみて、状況を見まして、その辺の必要が出てきた場合にはまたお願いしたいというふうには思っております。他市でも同様の事業をやっておりますので、そういったところの状況も参考にしながら検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川議員に申し上げますが、ここで1時間たちましたので、換気のため15分間休憩をいたしたいと思えます。再開11時15分ということでお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ページ数でいきますと19ページかな、21ページかな、PCR検査の件です。先ほど質疑の答弁にもあったように、他市でも同じようなことをやっているの、大体横並びかなというふう思うのですが、3分の1で上限5,000円、何かテレビとかを見るとPCR検査2万円とかなんかそんな話もよく聞くので、だとしたらやっぱりこれもうちょっと上げてやるのも私いるのではないかと思うのだけれども、県内他市の状況とかはどうですか。

それともう一つは、今非常に、いつも問題になるのだけれども、分かりにくいので、市民も、俺何か風邪っぽいかなという人もかなりいるのだと思うのです。どうやって検査を受けたらいいのか分からないというのもやっぱりあるので、せつかくの機会なので、そのこともちょっと教えていただければと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

まず最初に、今回3分の1、上限5,000円とした根拠でございます。こちらのほうは、佐渡島内には皆さんご存じのとおり、民間の検査機関というのがございません。検体を採取してということになりますと、

島外にあります検査機関、そちらのほうにという形になります。島内で検体を採取して検査してもらうということで幾つか民間の検査会社を当たってみました。そうしましたところ、複数の業者で大体1万5,000円程度でできるというような話がありましたので、そちらのほうで大体3分の1、上限5,000円というところで見積もらせていただきました。他市の状況でございますが、既に9月頃から三条市、それから燕市のほうでもやっております。そちらのほうは上限額が8,000円とか1万円とか、そういったところが出ております。そちらのほうは検査の料金がやはりもうちょっと、2万円とか、高いようでございます。特に県央地区については民間の検査機関がございますので、そちらのほうでやることを想定しているというようなことございました。佐渡の場合は、一応当たった機関から事業者であれば回収も可能だというふうにお聞きしておりますので、こちらがいいだろうということで選定をさせていただいたというところがございます。

検査の受け方ですが、基本的には事業者のほうで直接検査機関のほうにお問合せをいただいて、そちらのほうで検査キットと申しますか、唾液による検査になるかと思っておりますけれども、そちらのほうで自分で取って、回収してもらって検査機関に送ると。回収は業者がやっていただくという形になるかと思っております。その際に、事前に同意書というものを提出していただくということをお願いしたいと思います。もしも陽性となった場合には必ず保健所のほうに連絡をいただくということで同意をいただいた上でやっていただくということを条件にしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 19ページは高齢者関係の施設ということ、21ページについては事業者ということなのだけれども、保育園とか学童保育だとか、そういったところ、ほとんどこれは市の施設になるのだけれども、具体的にどうなりますか。デイサービスなんかも含めて本当に心配をしている。今事実上コロナの第3波ということで、これからどこまで増えるか分からないという中で、本来これ3分の1の5,000円ではなくて、本当は国がやるべきなのですよ、今この時期で。いろいろな面、面的にPCR検査やって抑え込むと、本来国がやるべきことなのだけれども、今この状況の中で、この離島の佐渡もこの後どうなるか本当にみんな心配しているさなかだから、積極的にやってもらうことも含めて3分の1というのではなくて、本来は国がやらなければなのだけれども、もっと2分の1ぐらいに上げるといようなことも考える今時期なのではないかと思うのですが、どうですか。子供たちの施設やデイサービス施設や、いろいろなものあるでしょう。そういったところはどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

今回のこの事業の目的といいますのが感染流行地域等への出張者がいる場合、もしくは感染流行地からの来訪者の対応をする場合の事業所に支援が必要だということで当初から想定したものでございます。他市の事例で参考にさせていただきました燕市とか三条市とかもそういったところが想定される事業でございました。ただ、その中でこの事業者、事業所、こちらのほうのくくりをどうするかということで、例えばこちらのほうはあくまでも法人ではなくて個人事業主、そちらのほうでも対象になるというふうを考えております。例えば飲食店であったりとか旅館関係であったりとか、そういったところも対象になるので

はないかというふうに考えております。ただし、市の補助金という性格がございますので、あくまでも民間の施設といいますか、民間の事業所、こういったところを対象にしたいというふうに考えております。例えば保育園であれば民間の保育園ございませけれども、そういったところにつきましても従業員等をそちらのほう対象にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、今、最近でも小さな子供たちまでコロナにかかっているなんていうのも幾つか出始めていますので、だから島内の市立保育園の場合はどういうふうに行っているのですか。学童保育なんか事実上、密でしょう、学童保育は実際。首振っていますけれども、国の面積基準は小学校の低学年の面積基準です。6年生になるともっともっと広い範囲要るから密だと思っただけけれども、そういったところも今全国的には少なくない市町村の中でこのPCR検査を独自で頑張っている。国が本当はそこに追いつかなければなのだけれども、離島の佐渡として、こういった医療資源の厳しいところだから、もうちょっとかさ上げして、全体的にそういった不安があるところは対象になれるように、もっと使いやすいように。3分の1というお話ですが、もともと医療機関や福祉機関、介護施設機関はこのコロナの影響で大変厳しい経営状況でもあるし、気を遣ってやっているのだから、こんなときぐらい、先ほどの話だと300件が500件、600件になるかどうかは分かりませんが、額としては150万円ですから、これ300万円になったって私はいいのではないかと思うのだけれども、市長、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今回の件、民間の方々の業務の中でどうしても感染のおそれがあるところに行って、十分注意しておりましたけれども、不安であるというところを支援したい。また、福祉施設等につきましても同じ条件でございませ。ですから、市の直営のものにつきましては、ちょっと今後の検討が必要だというふうに議論もしておりますが、現段階で業務上の中で感染地帯に行くことはないという判断もしております。

また、金額的なことにつきましては、いろいろご指摘があろうかというふうに思っています。1つ大きな問題として、PCR検査についてはやはり一定程度自己責任でやっていただくということも重要なというふうに判断しております。この中身につきましては、PCR検査自体、もしこれを完璧に行うとすると、多分週に1回やらなければ基本的には発見できない検査です。これは、具体的に申し上げますと、感染してから約四、五日程度はPCR検査をやってもゼロから3割というところ、発見率が。そのぐらい陽性の発見率が低い。症状が出て、そこからまた4日、5日をやっても7割とかその程度というのが実はもう知見として出ているものでございませ。そういう部分でございませるので、やはりその行動に問題があって、もし非常に危険な、感染のおそれが高いというところに対する支援ということで考えておりますので、そういう形で今唾液検査等はキットも安い部分もございませ。そういうことから3分の1、5,000円ということで我々考えたところでございませ。しかしながら、今ご指摘あるように、今後の新潟県の発生状況等も踏まえながら対策の検討は必要だというふうに考えておるところでございませ。会社のほうで基本的には出張を減らしていただきたいという思いもある中でございませが、今回は、そういう中でどうしても行う場合への支援というところ、そしてPCR検査の精度の観点から会

社のほうでやる以上は負担のほうもお願いをしたいというふうに考えたところでございます。ただ、いずれにいたしましても今後の新潟県の状況等をしっかりと常に精査しながら、その中での対応はまた考えていくべきだというふうに判断しております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今のPCR検査のところで細かいところは委員会でというふうに思うのですが、ちょっとこの場で確認しておきたいのは、やはりプライバシーの担保というところをどう取ることを考えているかというところで、やはりこの自主的な検査というのを積極的に受けていただきたいというところがあると思うのですが、ただそれが余計なうわさとか、あそこ受けたのだったとか、何かそういうふうになると、それはそれで足かせになってしまうということが当然想定されます。ですので、そのプライバシーの担保をどのように取るのか、その部分について説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） 今議員ご指摘のプライバシーにつきましては、例えばこういった検査をやっているよというふうなうわさがまた飛び交ってというふうなところで、臆測であったりとか、そういったところが広がるという懸念があるということも1つございますし、あとこちらのほうの検査につきましては、当然例えば陽性者が出たと、そういった方については当然その次の保健所への連絡、そういったところもお願いしたいと、先ほど同意書ということもございましたけれども、そういったところでは非常に大事な情報となりますので、そういったところの個人情報については適正に処理、保管といえますか、そういったところは徹底をしていきたいというふうに考えております。そういう臆測とか、そういったところにつきましては、どういったところからまたそういった情報が出てくるかということもあるかと思えますけれども、その辺につきましては十分に注意していただくようにということで、お問合せ等があった場合にもそういったところは説明を申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費から4 款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、7 款商工費から10 款教育費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 本会議の上程というものは市民にも聞いてもらうということもあるので、聞きますが、23ページの市の観光の指定管理の施設の継続支援金というのは、具体的には6施設のうち3施設が対象というのが議員全員協議会の説明だったかというふうに思うのですが、具体的にもうちょっと詳しく教えてください。つまり観光施設でうまくいかないのが、市の指定管理をやっている業者には市が何かの補填をするということなのだろうというふうに思うのですが、もう少し詳しく教えてください。

2 点目、27ページの中学校の修学旅行のキャンセル料の補助金ですが、これは何校、何人分ですか。

そして、もし分かればですが、県立高校もあつたけれども、県はまだやっていないというふうに思うのですが、その辺どんなになっているか、分かったら教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） 指定管理についてご説明いたします。

観光振興課所管の公の施設で指定管理施設、6施設ございます。このうちある程度の規模で事業されている施設、その3施設につきまして対象とさせていただいております。この3施設につきましては、観光の所管施設、季節変動が大変大きい。その多くの収入を占める季節が移動自粛期間にかかってしまったところから3施設とさせていただきました。条件といたしましては、影響額が1,000万円以上ということで限定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 土屋学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（土屋一裕君） ご説明いたします。

修学旅行のキャンセル料等の補助金につきましては、7校、265名を見積もっております。

高校につきましては、こちらでは把握しておりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほどの観光施設の指定管理の継続支援金の関係なのですが、これは持続化給付金や云々の対象にはならなかったということなのかな。

それと、県内でも指定管理の施設に対する影響ということで早い時期から似たような対策をやっているところがあると思うのですが、他市との比較で見たときにどうなのか。もともと指定管理だから、本来佐渡市がやるべきことを指定管理ということで業務委託をしているわけだから、それがやれなくなったらしっかり佐渡市が補填をしなければならないというのが考え方の基本だと私は思うのだけれども、その辺今回のことで十分足りるということになるのかどうか。

○議長（佐藤 孝君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

今ご指摘のとおり、この施設につきましてはたまたま指定管理に出ているということなのですが、本来市が運営していれば当然担わなければいけないコストということになります。まず、国等の様々な支援策、この部分を算入して、それでさらに1,000万円以上の収入の影響があったところを計算してございます。その3施設につきまして、500万円ずつというようなところで今想定をしているところでございますが、これでもつかというところなのですが、3施設の影響額、その分の平均の70%というように考えてございます。目的としましては資金のショート、支払いが不可能になって事業継続が難しくなってくる、これをまず防ぐために支援するというふうにして考えてございます。

他市の事例というようなところでございますが、新潟市、柏崎市、新発田市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、そのほかにも幾つかございますが、ここは9月中に実施しているというようなところでございまして、やり方としましては他市様々でございます。委託料の増額として行っているところもありますし、補助金としての支出、負担金の増額というようなところでいろいろなやり方があると思いますが、佐渡市につきましては一時的な給付金というような形で出したいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 民間の業者からしてみるとおかしなふうに思われるかもしれませんが、先ほどから何度も言うように、本来佐渡市がやるべきことを委託をしているわけですから、その委託を受けている先ほどのスポーツ協会だか団体もそうだけれども、そこだけではなくてほかの収益ももちろんあるのだろうけれども、どういった形の施設かは聞かないけれども、今回の委託している内容の部分はやっぱりしっかり必要ならば補填をしていかなければ。必要がないのだったらやめればいいだけの話で、そこはやっぱりはっきりルール化しておかないと、民間の観光施設や何かも同じようにしてくれよみたいな話に当然なりますから、きちんとそういう論理的な、本来こういったものも国が補償するべきものだけれども、取りあえずやっつけていけるように70%を補填するという形ですが、それをはっきりさせてほしいのと、この70%の補填で継続できるということによろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） 現状追加の支援策というものは今は予定しておりません。新型コロナウイルス、依然予断を許さない状況というところではありますが、この3施設にしましても既に2施設については冬季閉鎖ということで今年度の営業は終わっているというところでございます。残りの1施設につきましてももともと冬場で多くの収入が見込めない時期というところもありまして、今後大きい影響はないものと考えております。まず、一時的な処置として今回支出させていただくというふうにして考えてございます。今後事態急変、そういうところがあるかどうかというところを勘案しながら考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

7款商工費から10款教育費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第162号についての質疑を終結いたします。

議案第163号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 国の社会保障の制度の改変の関係もあるのだけれども、システム改修の委託料というのは先ほどの個人の税制の云々という関係なのか何なのか、ちょっと具体的に教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

こちらのほうにつきましては、電算のシステムで基礎控除額が10万円プラスとなりますので、そちらに合わせた改修ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第163号についての質疑を終結いたします。

議案第164号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 介護のほうは同じようなシステム改修というのはもうやってしまったのかな。どうなのかというのが1点。

2つ目、これで大体この年度の決算でもないけれども、近づくわけなのだけれども、55ページのほうに、これ当初予算のときにも聞いたのだけれども、介護保険者の努力支援交付金の関係です。昨年までは予算規模が全国で200億円だったのが2020年には倍の400億円になったということで、なおかつ交付金の使途は予防健康づくりのみに制限をされているわけだよね。具体的に昨年に比べてどの程度なのか、まだ見込みがあれば見込みがあるでもいいので、どの程度なのか。

そして、使途を制限されているものをきちんと使っているのだろうとは思っただけけれども、どうなのかということをお尋ねしたい。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

まず、1点目のシステム改修ですが、介護保険につきましても来年度からの第8期介護保険事業計画に向けまして、介護保険制度の改正と介護報酬の改定に伴うシステム改修を今回12月補正のほうで一般管理費のほうに計上させていただいております。

次に、保険者機能交付金ですが、今回令和2年度の保険者機能交付金のほうの内示を受けましたので、その予算額1,056万円を今回補正計上させていただいたものでございます。現在こちらのほうで把握している点数ですが、令和2年度の新たな交付金につきましては、870点満点の400点というような得点をいただいて交付金のほうが交付されております。こちらについては、どうしても離島などの地域では得点が加点できないような項目も見られますので、これがちょっと高いのか低いのかということについては今後検証しながら進めていきたいと思っております。

充当先につきましては、介護予防、包括的支援事業への充当が可能ということで、それぞれの事業のほうに充当させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） よく見たらシステム改修の委託料があって、これは第8期の改悪のためのシステム改修なので、どうするかというのが実は問われているのだけれども、努力支援交付金、そのインセンティブを与えるという、つまり最近の介護保険は介護サービスを使わずに高齢者を元気に外に出したら点数くれるというのがシステムだから、介護からの追い出しなのだけれども、そうすると先ほど言ったのだけれども、一昨年との関係ではどのぐらいになりますか。総額では200億円が400億円と全国で増えたと。昨年との比較にするとどのぐらいになって、そういう言い方であれば、介護予防支援のところは充てているのだけれども、昨年の倍充ててもおかしくない話であって、昨年と比べてどうなのかお尋ねします。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

今回の保険者機能交付金につきましては、2つの項目がありまして、推進交付金というものが昨年度までの200億円で交付されていたもので、そちらにつきましては令和元年度1,217万6,000円、令和2年度が1,113万6,000円になっておりますし、新たに令和2年度に創設されました努力義務交付金のほうが今回1,056万円ということで、この部分が新たに増加した交付金になっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第164号についての質疑を終結いたします。

議案第165号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 病院事業会計ですが、地域包括ケア病床の導入支援業務委託料増ですが、これ具体的な内容を教えてください。

それと、コロナ関係に防止対策として医療機器、これは具体的にどういう医療機器を導入してどういう対応を取るのか、具体的な説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明いたします。

まず、地域包括ケア病床導入の支援委託料ですけれども、来年度早々に現病院でも地域包括ケア病床を導入しようということを計画しております。現病院の施設の廊下の広さとか部屋の広さなのですけれども、こちら一部基準に達していないところがあるのですが、新病院建設ということが前提にあるということだと今の状態でも認められるという関東信越厚生局の回答が得られましたので、来年度早々に収益改善のために導入することを計画しております。いろいろと実際の運営につきまして、非常に専門的な部分がございますので、それに対してコンサルティング会社に委託するという内容でございます。

次に、医療機器のほうですけれども、医療機器のところに載っております金額につきましては、入院患者のためのお風呂、バスタブと電動のストレッチャーです。感染時期になりますと、当院1階の歌代の里と共用しているお風呂場を使うのですけれども、そちらのほうを利用停止にいたしますので、この先随分と長いことお風呂が使えなくなる状態が現出する危惧がございますので、補正対応ということで緊急的にバスタブと入浴用の電動ストレッチャーを整備いたします。

その下に書かれております診察ボックス設置は、発熱した方をいわゆるコンテナハウスで診られるようにするためのコンテナハウスの設置でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 来年度に向けて包括ケアというのだけれども、何で今の12月補正に計上するのかということと、それからお風呂ということですが、今両津病院では例えば重症患者に対応する機器等は十分なのか。

それから、コンテナハウスの対応というのはどういう規模で、医療従事者はしっかり確保できているのか、その辺の対応を説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明いたします。

まず、地域包括ケア病床、この12月補正ということですがけれども、これ実際に関東信越厚生局のほうに申請するまでに6か月間、模範的といえましょうか、幾つのベッドで地域包括ケアをやりたいのですということで申請をするわけなのですけれども、その前の6か月間、実際にどういう患者さんがいて、どういう看護をして、何日で退院して、点数がどうのこうのというようなことを6か月間やらなければいけないので、それで今回上げさせていただきました。

次に、重症患者への医療機器ですがけれども、早いうちの補助金で人工呼吸器もそろえさせていただきましたし、当院で対応できる患者さんに対する機器としてはそろえてございます。また、緊急的に壊れたものも今回補正で出させていただきますけれども、特に過不足という部分はございません。

次に、コンテナハウスですがけれども、こちらは10月の末に新潟県と新潟県のある制作会社が共同開発をしたもので、スタッフが完全防護具を着なくても入れて、患者さんの検体等を仕切りもあってウイルスが来ない形で取れて、内部も消毒が非常に簡便であるという形になっております。実際のスタッフの対応につきましては、うちの看護師と医師が、今も発熱者の電話が入りますと、一般外来で診察を行っている先生であったり、病棟のほうで勤務されている先生であったり、その中で人員、スタッフを回しながら別室で対応するという形で取っておりますので、そういう形では人員確保という部分、今の体制の中でやれておるものです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 今の説明で、コンテナハウスということで対応するというのですが、これは両津病院の敷地内に入れて対応する場合だと思っておりますが、1個なのですか、2個なのですか、その辺の規模と、それから例えば医師、看護師がそちらへ回るということになると、通常の診療業務、そういったことに影響はないのか、その辺の対応はどうされるのか説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明します。

まず、敷地内です。両津病院、お分かりの方は分かると思うのですがけれども、アーケードみたいに人が歩く通路があります。あの通路と病院の建物の間の隙間にすぽっと入れる形です。1台というのでしょうか、1つです。当然ドクターやナースが受付の電話をいただいて、来るような時間帯に玄関のところへ行くわけですので、負担にならないかといえばもちろん負担になります。通常の外来の待合室で並んでお待ちいただいて診察室に来てもらうのが一番いいわけですから、もちろん負担にはなりますけれども、現在もそういう形でずっと対応していますので、負担ではありますが、十分やれるというか、やっていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第165号についての質疑を終結いたします。

議案第166号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第166号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第153号から議案第166号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 陳情第6号、陳情第9号、陳情第12号の取下げの件

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、陳情第6号、陳情第9号、陳情第12号の取下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第6号、陳情第9号、陳情第12号の3件については、各陳情者から取り下げたいとの申出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号、陳情第9号、陳情第12号の取下げは許可することに決定いたしました。

日程第7 請願第9号、請願第10号、陳情第20号から陳情第22号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、請願第9号、請願第10号及び陳情第20号から陳情第22号までについてを一括議題といたします。

請願第9号、請願第10号及び陳情第20号から陳情第22号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第8 発議案第19号

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、発議案第19号 佐渡汽船株式会社の債務超過の行政支援にかかわる決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第19号

佐渡汽船株式会社の債務超過の行政支援にかかわる決議について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月4日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 金田 淳一 |
| 賛成者 | ” | 室岡 啓史 |
| | ” | 稲辺 茂樹 |
| | ” | 荒井 眞理 |
| | ” | 中川 直美 |
| | ” | 北 啓 |
| | ” | 山田 伸之 |

佐渡汽船株式会社の債務超過の行政支援にかかわる決議

佐渡汽船株式会社は、新型コロナウイルス感染症の影響で4月以降、旅客や輸送需要が大きく低迷し深刻な状況が続いている。

さらに、平成27年（2015年）、直江津―小木航路に導入した高速カーフェリー「あかね」の失敗も加わり、佐渡汽船は、本年の通期の連結業績で最終赤字が38億円に膨らむ見通しとなった。本年8月12日に公開された2020年12月期第2四半期決算短信で債務超過に陥ることが明らかになり、債務超過を解消するために行政支援を求めている。

本年7月7日には、突然、経営改善策として直江津―小木航路の高速カーフェリー「あかね」の売却とリース契約のジェットfoilによる新たな運航等を提示した。その後、関係者間で協議を続け、10月23日の新潟県知事、佐渡市長、上越市長、佐渡汽船の4者によるトップ会談で令和3年は「あかね」に代わり、新潟―両津航路で就航しているジェットfoil1隻を就航させる体制としつつも、早い時期に貨物輸送が可能なカーフェリーの導入を進めることを条件に合意した。

佐渡市は佐渡汽船に対し、近年では平成26年（2014年）に新潟―両津航路で就航したカーフェリー「ときわ丸」に21億円、平成27年（2015年）に直江津―小木航路で就航した高速カーフェリー「あかね」に8億1千万円の建造費を行政支援しているが、新潟県は船舶建造費に対して支援していない。

今回の債務超過は、コロナ禍という不測の事態ではあるが、離島ハンディをもつ佐渡市として航路事業者へ行政支援を続けるには限界がある。

よって、佐渡航路の在り方について、下記の事項を真摯に取り組むことを強く求める。

記

- 1 佐渡航路は、もともと3事業者が運航しており、新潟県が事業者間の激しい争いを仲裁し、昭和7年（1932年）に県が半額を出資する半官半民会社として離島航路を安定させるために佐渡汽船株式会社を誕生させたという経緯がある。

平成18年の3億7千万円の債務超過時は増資により回避したが、新潟県の持ち株比率は50%を下回る事となった。

新潟県は、離島振興法等の立場での離島振興策、公共交通の航路に責任を持つ立場として、佐渡汽船の株の保有の在り方や船舶建造費の支援など、主体的に取り組むことを強く求める。

- 2 航路利用客が減少する中、航路の課題等を検討する佐渡航路確保維持改善協議会は重要な存在である。各対岸市も一体となることで周遊観光が促進され、新潟県の振興策につながる。新潟県は、当協

議会が航路改善や発展策を議論する場となるよう、主体的に協議会の在り方の再検討を行うこと。

- 3 離島と本土との格差是正や公共交通は、本来、国において十分な対応をすべきものである。今般のコロナ禍による大幅な乗客減は事業者の存続を脅かす深刻な事態で、運賃の値上げや航行便数の減少など、利便性の大幅な低下が危惧される。

平成28年（2016年）4月に公布された有人国境離島法により島民の運賃低廉化が進められたが、離島振興の観点からすれば、観光客など往来者への対応が急務であることから、国や県は、離島航路への抜本的な対策を行うべきである。

- 4 平成27年（2015年）、直江津―小木航路に就航した高速カーフェリー「あかね」の失敗により当初の計画と大きく乖離し、年間約10億円の赤字となり、就航5年で売却しなければならない事態となった。

また、平成29年（2017年）7月、佐渡汽船は経営改善として赤字の寺泊―赤泊航路から撤退を表明し、翌年11月に廃止航路とした。この当時から、より赤字の多い直江津―小木航路の改善が最優先との指摘を受けながら、抜本的な対応には至らず、結果として債務超過につながる事態を招いている。

佐渡汽船の経営陣が招いた今のこの事態は、佐渡市民にとって許し難い事実であることから、佐渡汽船には責任を明確に示すことを求める。

- 5 佐渡航路全体の在り方をどうするかは、平成28年の寺泊―赤泊航路の問題時にも十分検討できるものであったにもかかわらず、議会にも相談もなく、その場しのぎでの対応をとった当時の佐渡市執行部にも責任がある。

また、現在、佐渡汽船には佐渡市からの社外取締役がおり、佐渡島民の立場で経営に参画できる資格を持ちながら、どのような発言がなされたのかも全くわからず今回の事態を招いてしまったことは誠に遺憾である。

佐渡航路の在り方は、島民の暮らしや経済にとって極めて重要な生命線であることから、佐渡市は、抜本的な改善策が生み出せるよう新潟県をはじめ、関係機関と十分な検討と対応を強く求める。

以上、決議する。

令和2年12月4日

新潟県佐渡市議会

本文は以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第19号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第19号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第19号 佐渡汽船株式会社の債務超過の行政支援にかかわる決議についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
次の会議は、12月9日午前10時から一般質問を行います。
本日は、これにて散会いたします。
午後 0時01分 散会